

かながわ里地里山保全等促進指針
改定素案

平成25年12月

神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例の仕組み (平成 19 年 12 月 25 日 神奈川県条例第 61 号)

○ 目的 ○

里地里山の有する「四季折々の風景」、「多様な生物を育む空間」、「生活文化の伝承の場」、「自然とのふれあいの場」などの多面的機能の発揮と次世代への継承を図ることにより、県民の健康で心豊かな生活の確保に寄与することを目的としています。

○ 仕組み ○

① 「里地里山保全等地域」の選定（第 8 条）

地域住民等の主体的な活動によりその保全・再生・活用が図られると認められる地域を市町村からの申出等により県が選定します。

② 「里地里山活動協定」の認定（第 9 条～第 12 条）

選定地域で活動する団体と土地所有者等との間で締結された協定を県が認定します。

③ 活動の支援（第 13 条）

県は、その活動が継続的に行われるよう支援します。

条例と指針の関係

里地里山の保全等の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、条例第 7 条では、知事が里地里山の保全等の促進に関する指針を定めることになっています。

里地里山とは

人が住み生活をしている集落である「里」と、田んぼ、畑などの「農地」や雑木林、竹林などの「山」とが一体となった地域で、農林業や生活の営みの中で人々が「自然」に働きかけることによって、長い時間をかけて形づくられたところです。



里地里山の多面的機能とは

「里地里山」は、昔から農林業やそこに住む人々の生活の営みの中で、長い時間をかけて人の手を入れることで形づくられ、維持されてきました。

最近では、そのような農林業の生産の場や生活の場としての機能だけでなく、「美しい風景」、「災害の防止」、「多様な生物を育む空間」、「生活文化の伝承」など、多くの県民に「恵み」をもたらす有益な機能が注目を集めています。

このような里地里山の多面にわたる機能のことを「里地里山の多面的機能」と呼んでいます。



目 次

1 指針の趣旨と役割	1
(1) 趣旨	1
(2) 役割	1
2 指針の取組実績と課題	2
(1) 実績	2
(2) 課題	6
3 里地里山の保全等の促進に関する総合的かつ長期的な 目標及び施策の方向	8
(1) かながわの里地里山のめざす姿	8
(2) 施策の方向	8
ア 施策の方向	8
イ 施策展開の視点	10
(3) 主な取組	13
ア 里の力 ～地域の人々に守られている里地里山～	14
イ まちの力 ～みんなに大切にされている里地里山～	15
ウ 里の世話人 ～里地里山のコーディネート～	16
4 その他里地里山の保全等の促進に関する施策を総合的 かつ計画的に推進するために必要な事項	19
(1) 指針の推進主体	19
(2) 県の推進体制	19
(3) 国への提案活動	19
(4) 指針の進行管理	19

1 指針の趣旨と役割

(1) 趣旨

里地里山は、農林業の生産の場や生活の場として形成され、良好な景観の形成、生物の多様性の確保、災害の防止、生活文化の伝承、情操のかん養、レクリエーションの場の提供などの多面的機能を発揮しており、その多面的機能のもたらす恵みは多くの県民に享受されています。

しかしながら、近年、産業構造や生活様式の変化、農家の高齢化、集落の混住化等により、里地里山では適切な管理がされにくくなっており、その多面的機能が失われつつあります。

県ではこのような状況を踏まえ、「里地里山の多面的機能の発揮と次世代への継承を図る」ことを目的として「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」（平成19年神奈川県条例第61号。以下「条例」という。）を制定し、平成20年4月1日から施行するとともに、条例第7条の規定に基づき、里地里山の保全等の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための指針を平成21年3月に定め、施策を実施してきました。

また、県の総合計画である「かながわランドデザイン・実施計画 プロジェクト編」の「神奈川の自然環境の保全と活用」において、やすらぎやうるおいあるみどりの保全と活用を図るという目標を掲げ、その取り組みの一つとして、「里地里山の保全と活用」に取り組むことを位置づけています。

今回、これまでの5年間の実績や課題等を踏まえ、里地里山の保全等の活動の継続性や、県民のより一層の理解の促進を重視して、今後の施策の方向性を見直し、引き続き条例の目標達成に向けて施策を実施していくために指針の改定を行いました。

(2) 役割

この指針は条例の目的の達成に向け、今後の本県における里地里山の保全等の促進に関する目標を示すとともに、その目標を達成するために県が条例第3条に定める基本理念にのっとり取り組む施策の方向及び当該施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を明らかにするものです。

条例第3条に定める三つの基本理念

- 1 土地所有者等及び地域住民の主体性の尊重
- 2 土地所有者等、県民、県、市町村等相互の連携及び協働
- 3 地域の農林業の営みを尊重した継続的な保全等

2 指針の取組実績と課題

(1) 実績 (平成 25 年 12 月 11 日現在)

平成 21～25 年度までは、条例の基本理念を踏まえ、3つの柱（里の力、まちの力、里の世話人）による施策を実施してきました。

里の力、まちの力、里の世話人についてはp9参照

ア「里の力」

里地里山保全等地域の選定の促進や里地里山活動協定の締結の促進と活動の支援を中心に取り組みました。

(地区数、団体数は累計)

施策		H21	H22	H23	H24	H25
a 里地里山保全等地域の選定の促進	目標	(5地区)	(8地区)	(11地区)	(14地区)	(16地区)
	実績	9地区	10地区	13地区	14地区	15地区
b 里地里山活動協定の認定の促進と活動の支援	目標	(6団体)	(10団体)	(14団体)	(18団体)	(20団体)
	実績	8団体	9団体	11団体	14団体	16団体

地域選定の地区数はおおむね目標通りの実績となりました。協定認定の団体は1つの地域から複数の協定認定があることを想定していましたが、1地域1協定(団体)という事例が多く、やや目標を下回りましたが、地域選定及び協定の認定は着実に広がってきました。

イ まちの力

「里地里山に対する理解促進」の取り組みとして里地里山シンポジウムの開催や「里地里山へのふれあいの機会の提供」として子ども里地里山体験学校の開催を行い、おおむね目標どおりに施策を進めることができました。

「都市住民等との交流促進への支援」及び「人材育成の取組への支援」の取り組みとしては、市町村や活動団体が実施する取り組みに対する支援を行いました。

また、「保全等の参加形態の多様化」については、里地里山の保全等への多様な参加のあり方として、里地里山を利用した市民農園制度の活用などについて調査・検討を行うとしていましたが、市民農園活用のニーズはあるものの里地里山の保全には結びつきませんでした。

一方、地域のお祭りなどで、県の支援を通じて企業と連携した取組の展開が見られま

した。

施策		H21	H22	H23	H24	H25
a 里地里山保全等に対する県民の理解の促進	目標		○ 里地里山に対する理解促進 シンポジウム		シンポジウム	
	実績		シンポジウム		シンポジウム	
	目標		○ 里地里山へのふれあいの機会の提供 体験学校	体験学校	体験学校	体験学校
	実績	体験学校	体験学校	体験学校	体験学校	体験学校
b 都市住民等の里地里山の保全等への参加の促進	目標		○ 都市住民等との交流促進への支援 ○ 人材育成の取組への支援			
	実績					
	目標		○ 保全等への参加形態の多様化 調査検討		市民農園制度の活用等	
	実績				企業等との連携等	

里地里山シンポジウムなどのイベントの機会に、県が参加者（主に都市住民の方）にアンケートを実施したところ、「里地里山」という言葉の認知度は、イベントによりばらつきが見られ35～80%という結果でした。また平成25年5月に実施したe-かなネットアンケート（※1）では、条例の認知度は1割という結果でした。

※1 e-かなネットアンケート

インターネットを利用した県のアンケートシステムで、誰でも参加が可能なもの。そのため回答者の年齢、地域などに偏りが生じることがある。

県が実施する「子ども里地里山体験学校」では、里地里山での米作りや遊びなどの様々な体験を行い、参加者からは、普段出来ない事が体験出来たとか、親子で一緒に体験することができたとか、街中ではできない自然の中での遊びを体験できたなどの感想や、こうした企画の継続、広報・周知を図って欲しいなどの県への要望が寄せられました。

ウ 里の世話人

活動団体相互の連携の強化や大学との連携による調査・研究の推進が行われました。

「多様な主体の連携の促進」については、里地里山協議会（仮称）の設置には至りませんでした。関係団体との意見交換を行うなど、設置についての検討を実施しました。

「活動団体相互の連携の強化」については、計画どおり交流会を開催し、事例集の作成を行いました。

「大学・研究機関等との連携による調査・研究の推進」については、平成 23、24 年度に大学と連携して「保全等の手法の有効性に関する調査・研究」を実施し、その結果施策の妥当性についての評価が得られました。

施策		H21	H22	H23	H24	H25
a 多様な主体の連携の促進	目標	○ 調査検討 設置	○ 里地里山協議会（仮称）の設置	協議会の開催		
	実績	調査検討		意見交換の実施		
b 活動団体相互の連携強化	目標	○ 交流会 事例集	○ 活動団体の交流の促進 ○ 活動に関する情報・ノウハウの共有	交流会 事例集		交流会 事例集
	実績	交流会 事例集		交流会 事例集	交流会	交流会 事例集
c 大学・研究機関等との連携による調査・研究の推進	目標	○ 検討調整	○ 保全等の効果の科学的検証 ○ 保全等の手法の調査・研究	調査研究		検討調整
	実績		検討調整	調査研究	里地里山の保全等の手法の有効性に関する調査研究	

エ かながわの里地里山に対する期待

平成 20 年度に実施した県政モニター県政課題アンケートにおいて、「里地里山の保全等の必要性」については、96%の方が「必要である」と回答しており、こうした期待に応えるため、指針に基づき様々な施策を実施してきました。多くの県民の皆様に参加していただける里地里山体験イベント（子ども里地里山体験学校）や里地里山に対する理解を深めていただく機会（里地里山シンポジウム）の提供等を行いました。

平成 25 年 5 月に実施した e-かなネットアンケートにおいても、里地里山の必要性は「必要である」と「どちらかという必要である」を合わせて 93%と高い理解を得ています。

今回のアンケートには 107 名の方から回答をいただきました。回答者の年代は 30～70 代が多く、男女比は半々、地域別には横浜市、川崎市ご在住の方が 6 割を占めまし

た。

「里地里山の役割や機能で重要と思うもの」を聞いたところ、その上位は次のようになっています。

- ・「四季折々の風景・良好な景観の形成」(86%)
- ・「多様な生物を育む空間、生物多様性の確保」(68%)
- ・「水源かん養」(66%)
- ・「県土の保全、洪水、土砂崩壊など災害の防止」(46%)
- ・「気温上昇抑制などの気候の緩和」(43%)

このように、里地里山の保全の必要性については、前述した「子ども里地里山体験学校」の参加者の感想にもあるように、多くの方が必要であると認識しており、里地里山の様々な機能が発揮されることが期待されていることがわかります。

また、平成 21 年度から条例に基づき保全等に取り組んでいる団体からは、活動を通じて地域に保全の意識が芽生えたと言う声や企業との連携により地域の活力が高まったという声がありました。

全国の動向

[里地里山保全活用行動計画]

環境省では、里地里山保全活用の意義について国民の理解を促進し、多様な主体による保全活用の取組を全国各地で国民的運動として展開することを目的として、平成 22 年に里地里山保全活用行動計画を策定しています。

また、同じ年、名古屋で生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)が開催され、政府は「SATOYAMA イニシアティブ」の考えを提唱し、SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ(IPSII)を創設しました。

[SATOYAMA イニシアティブ]

人々が古くから持続的に利用や管理してきた農地や二次林など、人間活動の影響を受けて形成・維持されている二次的自然環境には、多様な種がその生存のために適応・依存しており、その維持・再構築が生物多様性の維持・向上に重要な役割を果たしていることから、これらの二次的自然環境を持続可能な形で保全していくために、その価値を世界で広く再認識するとともに、早急かつ効果的な対策を講じていくことが求められています。

SATOYAMA イニシアティブは、失われつつある二次的自然環境を改めて見直し、持続可能な形で保全・利用して行くためにはどうすべきかを考え、行動しようという取組です。

[重要里地里山の選定]

環境省では、全国の里地里山のうち、保全すべき対象とその将来像を明確にし対策を講じていくことが重要な課題であるとして、国土の約4割を占める里地里山のうち、生物多様性の保全の観点から自然と人とのかかわりが維持され地域の積極的な取組により継続的な保全活動を見込むことができる「継続保全される地域」の抽出や、国土レベルの生物多様性保全上特に重要であり次世代に継承される必要がある「生物多様性保全上重要な里地里山(=重要里地里山)」の選定を平成 26 年度から進めて行くこととしています。

(2) 課題

これまでの指針の取組実績などから、施策の方向別に次のような課題が見えてきました。

ア 「里の力」

里地里山では、地域での人口減少や高齢化の進行により、地域住民による里地里山の保全等の活動の実施が難しくなっています。また認定協定に基づき、里地里山の保全等の活動を行う団体では担い手が高齢化したり、新たな担い手が確保できず人手不足や活動資金が不足するなどの問題が生じています。

里地里山の多面的機能を発揮させ、次世代へ継承していくという条例の目的を達成するためには、今後とも里地里山保全等地域の選定や、里地里山活動協定の認定を促進することや、その活動を継続していくことが課題となっています。

イ 「まちの力」

里地里山に関するイベント等を通じて里地里山の保全等の重要性への理解は進んできていますが、里地里山の保全等に関心の低い方々への周知が進んでいないと考えられます。

また、里地里山の保全等の活動内容や、活動への参加方法など、まちの人々が里地里山に関わるための具体的な情報提供が不足しており、十分な参加がされていない状況です。

条例の目的を達成していくためには、里地里山に関する様々な情報を積極的に提供し、多くの県民や企業等への周知を行い、保全等の活動への参加を促進していくことが課題となっています。

ウ 「里の世話人」

里地里山の活動団体では、活動を推進していくための専門的アドバイスや、活動を継続的に支援してくれる県民や企業等との連携に対するニーズが高まっています。

そこで地域や活動団体の課題に即して、実践的かつ機動的に助言や調整を行う仕組みとして、里地里山を総合的にコーディネートする機能の発揮や充実が課題となっています。

また、団体が行う活動内容の評価がされていないことや、県民や企業が活動に参加する動機付けとなるような里地里山の活動による効果が十分に把握出来ていないのが現状です。

団体が継続的に活動を実施したり、県民や企業の理解や参加の促進をするためには、このような効果の把握や、評価を実施し、そしてその情報を発信することが課題となります。

里地里山の保全等の促進に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向

(1) かながわの里地里山のめざす姿

県は、様々な特色に彩られた里地里山が身近に存在し、県民がその多面的機能の豊かな恵みに触れることにより、生き生きとした潤いのある生活を送ることができるよう、「人々に豊かな恵みと潤いを与え未来に引き継がれる里地里山」を目指します。

(2) 施策の方向

ア 施策の方向

(1)のイの「かながわの里地里山のめざす姿」を実現するための施策は、条例第3条に定める三つの基本理念

- 1 土地所有者等及び地域住民の主体性の尊重
- 2 土地所有者等、県民、県、市町村等の相互の連携及び協働
- 3 地域の農林業の営みを尊重した継続的な保全等

や、これまでの実績や課題を踏まえ、次の方向で推進することとします。

(ア) 里の力 ～地域の人々に守られている里地里山～

里地里山は、地形や気候といった、その土地固有の自然と人が共生する中で形成されてきたものであり、人々の生活様式や農林業の営みも、地域によって独特のものがあります。

このため、「里」に住み、農林業を営み、その地域の特性などをよく理解し、地域に愛着を持つ人々を主体とした保全等の継続的な活動が推進されるよう、必要な施策を講じます。

(イ) まちの力 ～みんなに大切にされている里地里山～

里地里山の多面的機能のもたらす恵みは、「里」の人々だけではなく、里地里山以外の「まち」の人々にも広く享受されています。

このため、「まち」の人々の里地里山の多面的機能の重要性に対するより一層の理解と里地里山の保全等の活動への参加を促進し、「まち」と「里」の人々とが相互に連携・協働した保全等の取組が推進されるよう、必要な施策を講じます。

(ウ) 里の世話人 ～里地里山のコーディネーター～

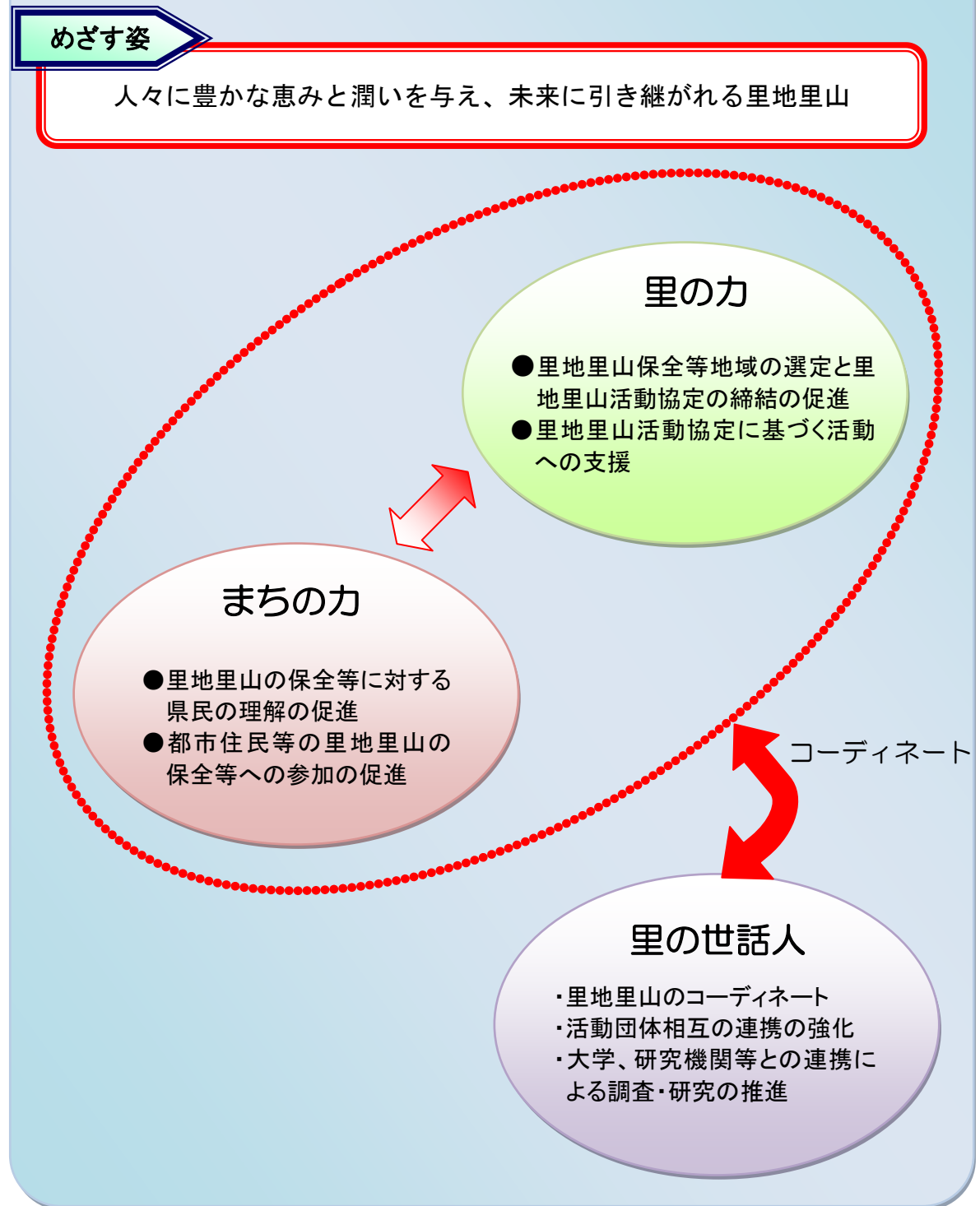
里地里山の多面的機能を発揮させ、これを次世代へ継承していくためには、里地里山の保全等が息の長い継続的な活動として行われる必要があります。

このため、「里の力」や「まちの力」を十分に発揮させ、これらを効果的に結び付けるための連携の強化などの取り組みを促進し、保全等の活動が継続的なものとなるよう、必要な施策を講じます。

めざす姿と施策の方向の概念図

めざす姿

人々に豊かな恵みと潤いを与え、未来に引き継がれる里地里山



イ 施策展開の視点

アの「施策の方向」に基づいた施策は、里地里山の保全等の活動の特性や現状を踏まえ、次の三つの視点に立って展開する必要があります。

(ア) 保全、再生及び活用の一体性及び継続性

里地里山が「保全」され多面的機能が発揮されることにより、その機能を利用した環境学習や自然体験等の「活用」が可能になり、これによって地域住民や県民の理解が深まり、地域住民や県民の「保全」の活動への参加が促進され、活動が継続的なものとなっていきます。

また、既に多面的機能が低下している里地里山では「再生」を行うことにより、十分にその機能が発揮されることとなり、「再生」した後は、「保全」や「活用」が行われることによって、面的な広がりや次世代への継承が可能となります。

このようなことから、これらの活動を一体的に「保全等」としてとらえるとともに、里地里山の資源を活用した経済的活動を取り入れることや、里地里山の保全等の活動を担う次世代の人材育成を行うこと、そして里地里山の多面的機能の重要性を周知し、「まち」の人々の積極的な活動への参加を促進するなど、継続的な活動となるよう施策を展開する必要があります。

(イ) 保全等の活動の多様性

県が平成 21 年度から行った里地里山保全等促進事業（認定協定活動団体支援事業）等により実施された保全等の活動は、田んぼの復元や農業体験などの農林業の活動や、地元小学生による生きもの調査などの教育分野での活動、貴重な生きものの生育環境の保全など環境に関する分野、観光行事の開催や体験型ツーリズムの実施などの観光分野、高齢者の生きがいや健康づくりの場などの健康・福祉分野、そして伝統的なお祭りや生活文化などの地域作りの活動など、多様な展開が図られました。

このような活動の多様性を踏まえ、その活動を円滑に推進していくためには、これらに関わる多様な分野にわたる主体の連携や協働が対等な協力関係のもとに行われ、更には女性の主体的な参画や多様な世代の参画による活動が行われるよう、施策を展開する必要があります。

保全等の活動の多様性

教育

地元小学生による里山図鑑づくり、生き物調査、野鳥観察

農林業

田んぼの復元・田植え・稲刈り・収穫祭、農業体験、二次林の保全、間伐材を利用した炭の制作・販売、鳥獣被害対策

環境

貴重な生きものの生育環境の保全

観光

観光行事の開催、体験型ツアーリズム、里地里山散策

里地里山の保全等

健康・福祉

高齢者の生きがいや健康づくりの場、子どもたちの遊び場、企業の福利厚生

地域づくり

世代間交流、郷土料理の食文化調査、伝統的なお祭り、生活文化、地域資源の発掘

(ウ) 保全等の活動の検証・評価

里地里山の多面的機能の発揮及び次世代への継承を図るためには、保全等の活動を継続していくことが重要です。また、その活動により生きものが増えたとか、風景が良くなったとか、多面的機能の発揮にどのような効果があったのかを検証し、評価を行い、その結果を明らかにすることは、現場にも「まち」の人々の里地里山の多面的機能の重要性に対する理解や、積極的な保全活動への参加を促進するためにも重要です。

このため、保全等の様々な活動の検証や評価を実施し、より適切な活動が実施されるよう、施策を展開する必要があります。

(3) 主な取組

(2) のアの「施策の方向」及びイの「施策展開の視点」を踏まえ、今後（平成 26～30 年度以降）取り組む施策、スケジュールを次のとおりとします。

施策体系図

施策の方向と主な取組

めざす姿

人々に豊かな恵みと潤いを与え未来に引き継がれる里地里山

ア 里の力

～地域の人々に守られている里地里山～

- (ア) **里地里山保全等地域の選定及び里地里山活動協定の締結の促進**
 - a 保全等の機運醸成の取組への支援
 - b 地域の合意形成や保全等の方針づくりへの支援
 - c 里地里山活動協定の締結の促進への支援
- (イ) **里地里山活動協定に基づく活動の支援**
 - a 里地里山保全等の活動への支援
 - b 人材育成の取組への支援

イ まちの力

～みんなに大切にされている里地里山～

- (ア) **里地里山の保全等に対する県民の理解の促進**
 - a 里地里山に対する理解促進
 - b 里地里山へのふれあいの機会の提供
- (イ) **都市住民等の里地里山の保全等への参加の促進**
 - a 都市住民等との交流促進への支援
 - b 人材育成の取組への支援
 - c 企業等との連携の促進

ウ 里の世話人

～里地里山のコーディネート～

- (ア) **里地里山のコーディネート**
 - a 里地里山のコーディネートの推進
- (イ) **活動団体相互の連携の強化**
 - a 活動団体の交流の促進
 - b 活動に関する情報・ノウハウの共有
- (ウ) **大学、研究機関等との連携による調査・研究の推進**
 - a 保全等の効果の科学的検証
 - b 保全等の手法の調査・研究

ア 里の力 ～地域の人々に守られている里地里山～

「里」に住み、農林業を営み、その地域の特性などを良く理解した、地域に愛着を持つ人々を主体とした保全等の継続的な活動が推進されるよう、次の施策を講じます。

また、地域選定及び協定締結の数を増やし、活動を広げていきます。

(ア) 里地里山保全等地域の選定及び里地里山活動協定の締結の促進

a 保全等の機運醸成の取組への支援

里地里山の保全等の活動のきっかけづくりや機運の醸成を図るため、情報収集や市町村への働きかけを行うなど、市町村が実施する取組に対して助言や協力をを行います。

b 地域の合意形成や保全等の方針づくりへの支援

土地所有者等や地域住民が主体となった保全等の活動に向けた地域の合意形成を図るため、市町村が実施する地域資源の現状や保全等に向けた課題等の調査、ワークショップ等の開催、保全等の方針の策定などの取組に対して助言や協力をを行います。

c 里地里山活動協定の締結の促進への支援

里地里山活動協定の締結の促進を図るため、市町村が実施する活動団体づくり、活動計画の策定に必要な調査、地元調整などの取組を支援するとともに、円滑な協定の締結に向けた助言や協力をを行います。

(イ) 里地里山活動協定に基づく活動の支援

a 里地里山保全等の活動への支援

認定里地里山活動協定に基づいて行われる保全等の活動を促進するため、活動団体が行う農林地の保全等の活動や、継続的な活動を促進するための地域資源を生かした経済的な取組を支援します。

b 人材育成の取組への支援

活動団体の活動を支える中心的人材の確保や担い手の育成を通じて活動を継続的なものとするため、活動団体が行う活動のリーダーの育成、初心者講習会、技術研修会など多様な人材育成の取組を支援します。

(スケジュール)

施 策	H26	H27	H28	H29	H30～
(ア) 里地里山保全等 地域の選定及び里 地里山活動協定の 締結の促進	地域選定及び協定締結の促進				
(イ) 里地里山活動協 定に基づく活動の支 援	活動への支援				
	人材育成の取組への支援				

イ まちの力 ～みんなに大切にされている里地里山～

「まち」の人々の里地里山の多面的機能の重要性に対するより一層の理解と里地里山の保全等の活動への参加を促進し、「まち」と「里」の人々たちが相互に連携・協働した保全等の取組が推進されるよう、次の施策を講じます。

(ア) 里地里山の保全等に対する県民の理解の促進

a 里地里山に対する理解促進

里地里山シンポジウムの開催や積極的な情報発信により、県民に対するかながわの里地里山に対する理解の促進に努めます。

b 里地里山へのふれあいの機会の提供

子ども里地里山体験学校等の様々な里地里山体験の取組を進め、県民が里地里山にふれあう機会を提供します。

(イ) 都市住民等の里地里山の保全等への参加の促進

a 都市住民等との交流促進への支援

都市住民等と活動団体との相互理解を深めるため、活動団体が実施する都市住民等へのPR活動や交流イベントの開催などの取組を支援します。

b 人材育成の取組への支援

都市住民等の里地里山の保全等の活動への参画を図るため、ボランティアを育成・登録する仕組みの検討を進める他、活動団体が実施する初心者講習会や技術研修会などの人材育成の取組を支援します。

c 企業等との連携の促進

企業や大学等の多様な主体の知識やノウハウ等を、里地里山の保全等の活動に生かすため、活動団体と企業・大学等との連携を促進します。

(スケジュール)

施策	H26	H27	H28	H29	H30～
(ア) 里地里山の保全等に対する県民の理解の促進	シンポジウム ● 体験学校 ●	○ 里地里山に対する理解促進 ○ 里地里山へのふれあいの機械の提供 体験学校 ●	シンポジウム ● 体験学校 ●	● 体験学校 ●	シンポジウム ● 体験学校 ●
(イ) 都市住民等の里地里山の保全等への参加の促進	○ 都市住民等との交流促進への支援 ○ 人材育成の取り組みへの支援				
	実施				
	ボランティア育成・登録の仕組み				
	検討	試行	設置		
	○ 企業等との連携の促進				
実施					

ウ 里の世話人 ～里地里山のコーディネート～

「里の力」や「まちの力」を十分に発揮させ、これらを効果的に結び付けるための連携の強化などの取組を促進し、保全等の活動が継続的なものとなるよう、次の施策を講じます。

(ア) 里地里山のコーディネート

a 里地里山のコーディネートの推進

活動を進める上での様々な課題を解決したり、活動団体と都市住民等の連携を促進するために、実践的かつ機動的な助言や調整の仕組みづくりを行います。

コーディネートの内容(例)

- ・里地里山の保全等の活動の機運醸成や合意形成の取り組みに向けた、地域住民、行政、都市住民等との調整
- ・里地里山の保全等の継続的な活動に向けた、ボランティア派遣、企業等との連携、情報発信や経済的活動などの取組への助言

(イ) 活動団体相互の連携の強化

a 活動団体の交流の促進

県内の活動団体が参加する交流会等を開催し、活動団体間の相互理解を深め、共通の課題についての意見交換を行うなど連携の強化を図ります。

b 活動に関する情報・ノウハウの共有

里地里山の保全等の活動の事例やノウハウを収集・蓄積し、活動団体間で共有・活用できる資料として整備します。

(ウ) 大学、研究機関等との連携による調査・研究の推進

a 保全等の効果の検証・評価

里地里山の保全等の継続的な活動を促進するため、活動の効果について、大学・研究機関等と連携し、里地里山の多面的機能の観点から検証・評価し、活動団体にフィードバックします。

また、県民や企業等の里地里山の保全等の活動に対する理解と参加の促進を図るため、活動の効果について、研究成果の発表の場を設けるなど、検証・評価の結果を積極的に情報発信します。

想定される検証・評価の分野の例

- 地域の農林業の営みとの関わり
- 良好な景観の保全や伝統的生活文化の知恵や技術の継承
- 野生生物やその生息地の保全 等

b 保全等の手法の調査・研究

里地里山の保全等の手法について大学・研究機関等と連携し、調査・研究を行い、より効果的な保全等の推進を図ります。

(スケジュール)

施策	H26	H27	H28	H29	H30～
(ア) 里地里山のコーディネート		○ 里地里山のコーディネートの推進			
	試行		実施		
(イ) 活動団体相互の連携の強化		○ 活動団体の交流の促進 ○ 活動に関する情報・ノウハウの共有			
	交流会 ● 事例集 ●	交流会 ● 事例集 ●	交流会 ● 事例集 ●	交流会 ● 事例集 ●	交流会 ● 事例集 ●
(ウ) 大学、研究機関等との連携による調査・研究の推進		○ 保全等の効果の検証・評価 ○ 保全等の手法の調査・研究			
	検討	調査研究			
		研究成果発表 ●		研究成果発表 ●	

(1) 指針の推進主体

県は、指針の推進に当たって、土地所有者等や地域住民の主体性を尊重し、県民、企業、市町村等と相互に連携・協働を図りながら、施策の具体化を推進します。

また、全国的な連携・協働の取り組みへの参加を図ります。

(2) 県の推進体制

県は、里地里山の保全等の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、関係部局相互の連携強化を図るとともに、土地所有者等や地域住民はもとより県民の理解のもと円滑な指針の推進を図ります。

(3) 国への提案活動

本県の里地里山の保全等の促進に係る施策・制度について、機会をとらえ国に提案活動を行います。

(4) 指針の進行管理

社会経済情勢の変化及び里地里山を取り巻く環境の変化に迅速かつ柔軟に対応するために、指針に示した施策の実施状況を定期的に点検するとともに指針を検証し、必要に応じて見直しを行います。